

## ～人事委員会勧告(関連資料)～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 民間給与との較差に基づく令和5年の給与改定
- 5 本年の勧告のポイント
- 6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)
- 7 人事委員会勧告の実施状況

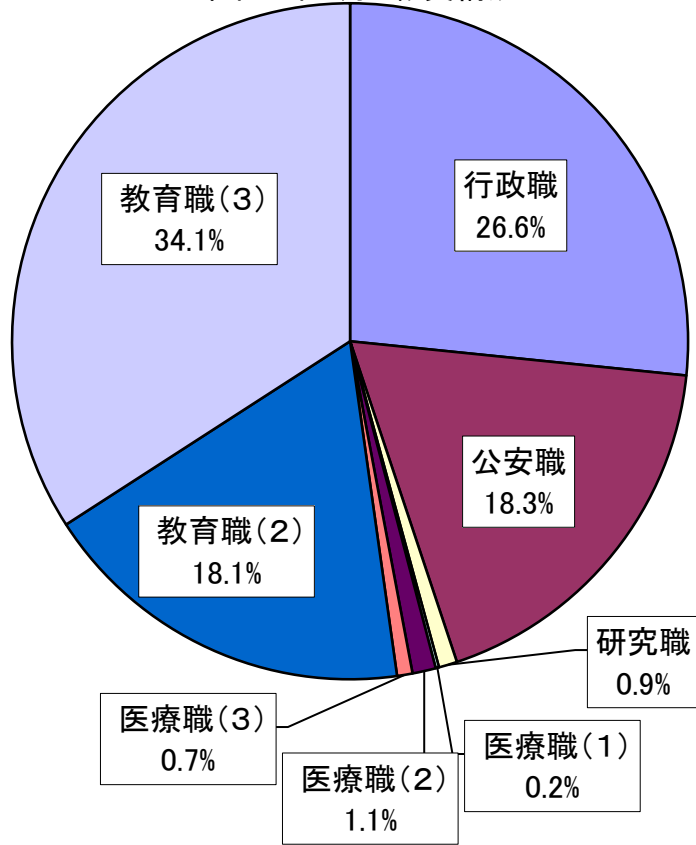
令和5年10月  
熊本県人事委員会

# 1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。

- ・職員数は、16,911人であり、昨年より91人の減（行政職については、4,501人で昨年より34人の減）
- ・職員の平均年齢は42歳7月であり、昨年より1月若年化（行政職については、42歳7月で昨年と同じ）

<令和5年4月 職員構成比>



項目	職 員 数			平 均 年 齢		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,501人	4,535人	▲34人	42歳7月	42歳7月	0月
公安職	3,089人	3,052人	+37人	37歳11月	37歳9月	+2月
研究職	149人	151人	▲2人	39歳8月	39歳9月	▲1月
医療職(1)	27人	29人	▲2人	48歳11月	49歳8月	▲9月
医療職(2)	189人	187人	+2人	40歳11月	41歳3月	▲4月
医療職(3)	125人	123人	+2人	39歳4月	40歳0月	▲8月
教育職(2)	3,061人	3,085人	▲24人	45歳3月	45歳2月	+1月
教育職(3)	5,770人	5,840人	▲70人	43歳10月	44歳1月	▲3月
合計	16,911人	17,002人	▲91人	42歳7月	42歳8月	▲1月

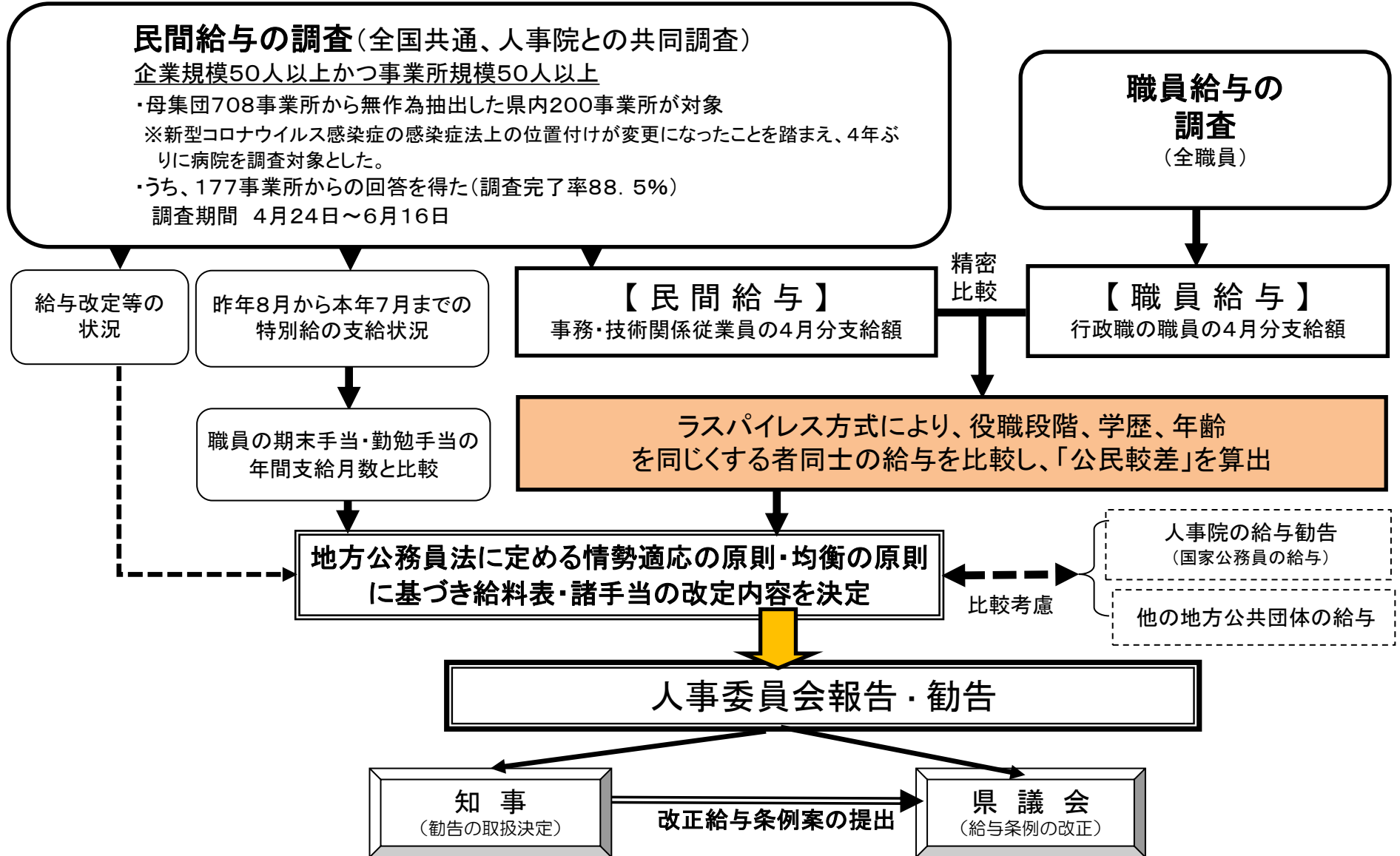
(令和5年4月1日現在)

※ 職員数、平均年齢等は、「令和5年職員給与実態調査」によるものです。

※ 職員数は、勧告対象職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員、任期付研究員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除く人数です。

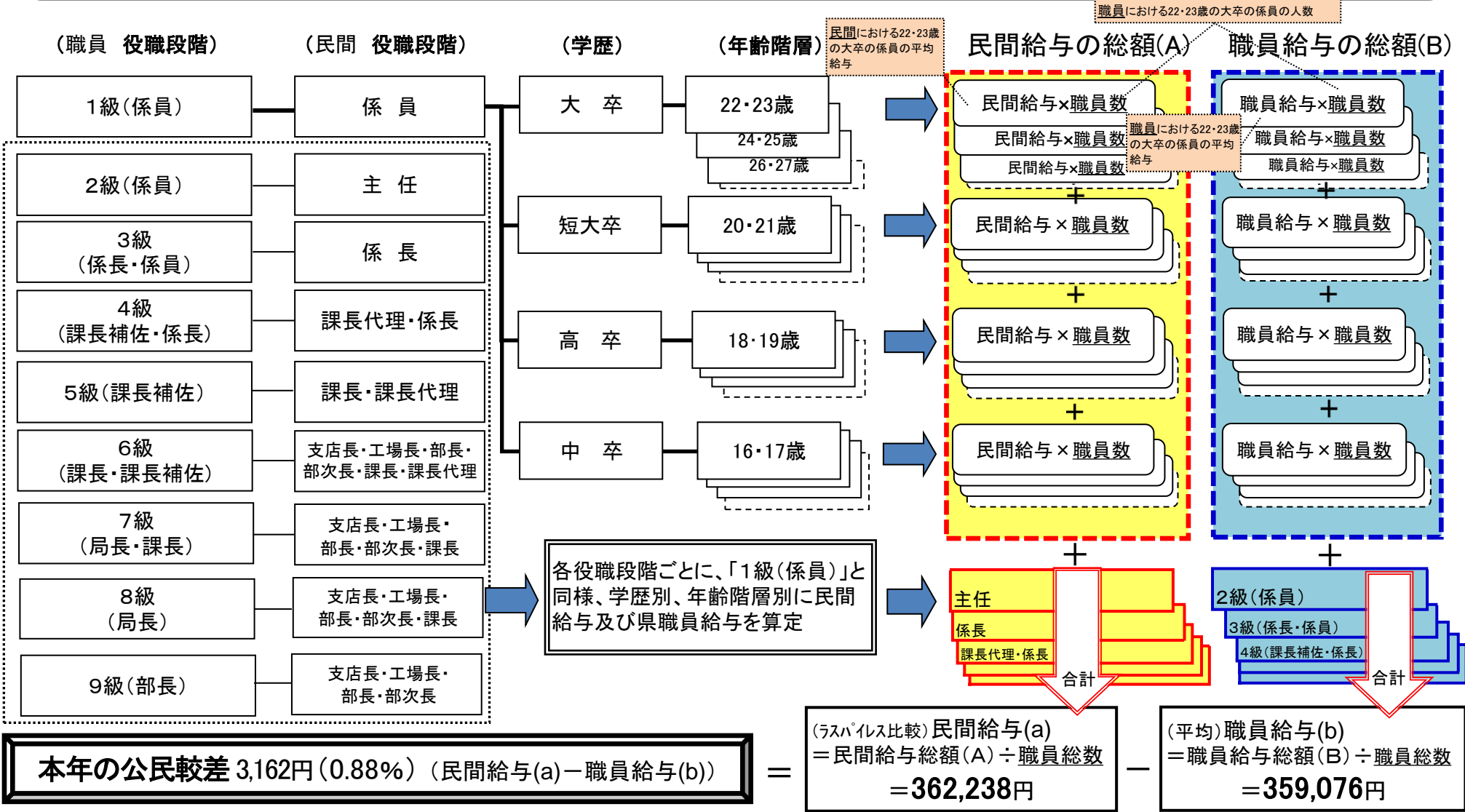
## 2 人事委員会勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。



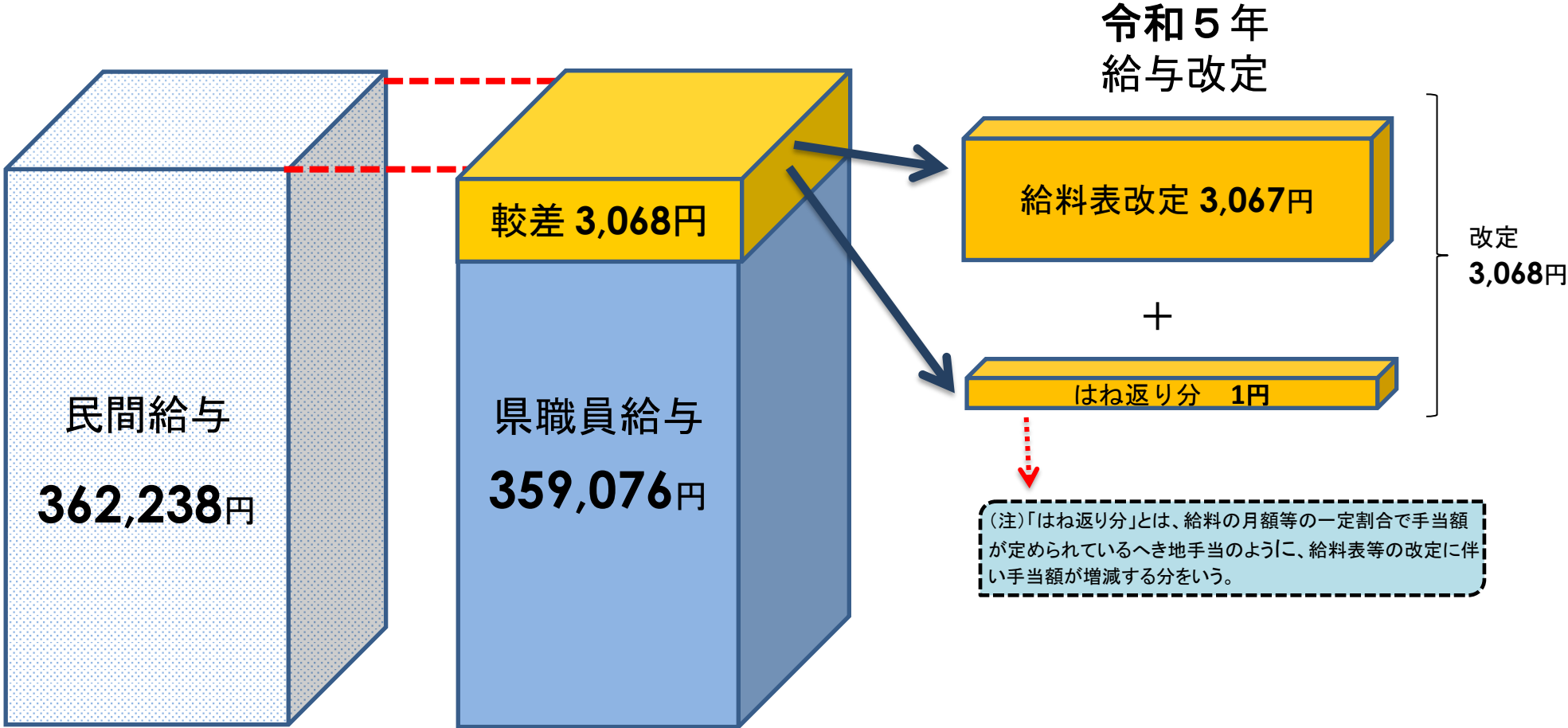
### 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の較差があるかを算出しています。  
 具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに(本県の行政職)職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。



## 4 民間給与との較差に基づく令和5年の給与改定

本年の民間給与との較差 3,162円 (0.88%) を解消し、地域の民間給与との均衡を図るため、人事院勧告による国の俸給表改定に準じて給料表の改定を行います。



## 5 本年の勧告のポイント

### 月例給、期末・勤勉手当ともに引上げ

- 民間給与と職員給与の較差3,162円(0.88%)を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置いて、5年ぶりに給料表全体を引上げ
- 職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を民間に見合うよう、0.10月分引上げ(引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分)

#### 1 月例給

- (1) 行政職給料表については、大学卒業程度の初任給を10,700円、高校卒業程度の初任給を12,000円引き上げ、これを踏まえ、若年層の職員が在職する号給に重点を置き、所要の改定
- (2) 他の給料表も、行政職給料表との均衡を基本に改定

#### 2 期末手当及び勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、0.10月分引上げ 年間4.40月分 → 4.50月分(引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分)

#### 【実施時期】

- 1: 令和5年4月1日から実施
- 2: 支給月数の引上げについて、令和5年12月期分は令和5年12月1日から、令和6年度以降分については令和6年4月1日から実施

#### ※勧告後の平均給与(行政職)

月額 362,144円 年間給与 6,030,000円 (勧告前との差 月額: +3,068円 年間給与: +89,000円)

## 6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)

役職段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差	備考
		給与月額	年間給与	給与月額	年間給与		
係員	18歳	158,900 円	2,361,254 円	170,900 円	2,556,664 円	195,410 円	新規高卒採用者
	22歳	191,700 円	2,848,662 円	202,400 円	3,027,904 円	179,242 円	新規大卒採用者
	25歳	203,900 円	3,343,960 円	212,900 円	3,512,850 円	168,890 円	
	30歳	236,900 円	3,885,160 円	242,600 円	4,002,900 円	117,740 円	
係長級	35歳	274,600 円	4,563,852 円	278,700 円	4,661,256 円	97,404 円	
	40歳	324,300 円	5,461,212 円	326,400 円	5,532,480 円	71,268 円	
課長補佐級	45歳	368,600 円	6,207,224 円	370,000 円	6,271,500 円	64,276 円	
課長級	50歳	469,300 円	7,667,238 円	470,500 円	7,734,112 円	66,874 円	
局長級	55歳	525,900 円	8,812,728 円	527,200 円	8,892,794 円	80,066 円	
部長級	58歳	629,100 円	10,731,544 円	630,600 円	10,831,656 円	100,112 円	

[注1] 給与月額及び年間給与は、給料、管理職手当並びに期末手当及び勤勉手当により算出しています。

[注2] 給与月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況等によって異なります。

## 7 人事委員会勧告の実施状況

○本年は、月例給、期末手当及び勤勉手当ともに2年連続の引上げ

内容等 勧告年	公民較差	月例給	期末手当及び勤勉手当		行政職職員の平均年間給与	
		改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成25年 (2013年)	0.05%	勧告なし <sup>(注1)</sup>	3.95月	—	—	—
平成26年 (2014年)	0.55%	0.55%	4.10月	0.15月	9.0万円	1.5%
平成27年 (2015年)	0.34%	0.34%	4.20月	0.10月	5.9万円	1.0%
平成28年 (2016年)	—	勧告なし <sup>(注2)</sup>	4.20月	—	—	—
平成29年 (2017年)	0.33%	0.32%	4.40月	0.20月	9.4万円	1.6%
平成30年 (2018年)	0.19%	0.19%	4.45月	0.05月	2.9万円	0.5%
令和元年 (2019年)	0.11%	0.10%	4.50月	0.05月	2.5万円	0.4%
令和2年 (2020年)	▲0.02%	勧告なし	4.45月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%
令和3年 (2021年)	▲0.01%	勧告なし	4.30月	▲0.15月	▲5.6万円	▲0.9%
令和4年 (2022年)	0.23%	0.22%	4.40月	0.10月	5.0万円	0.8%
令和5年 (2023年)	0.88%	0.85%	4.50月	0.10月	8.9万円	1.5%

(注1) 月例給、期末手当及び勤勉手当の改定以外の「給与構造改革における経過措置の廃止に係る勧告」あり

(注2) 月例給、期末手当及び勤勉手当の改定以外の「扶養手当改定等に係る勧告」あり